医療安全管理指針

Ⅰ．総則

Ⅰ－１　基本理念

医療現場では、医療従事者のちょっとした不注意が、医療上予期しない状況や、望ましくない事態を引き起こし、患者の健康や生命を損なう結果を招くことがある。われわれ医療従事者には、患者の安全を確保するための不断の努力が求められる。さらに、日常診療の過程に幾つかのチェックポイントを設けるなど、単独、あるいは重複した過ちが、医療事故というかたちで患者に実害を及ぼすことのないような仕組みを院内に構築することも重要である。

本指針はこのような考えのもとに、それぞれの医療従事者の個人レベルでの事故防止対策と医療施設全体の組織的な事故防止対策を推し進めることによって、医療事故の発生を未然に防ぎ、患者が安心して安全な医療を受けられる環境を整えることを目標とする。

本院においては、病院長のリーダーシップのもと、全職員がそれぞれの立場からこの問題に取り組み、患者の安全を確保しつつ、必要な医療を提供していくものとして、全職員の積極的な取り組みを要請する。

Ⅰ－２　趣旨及び目的

この指針は医療事故の予防・再発防止対策ならびに発生時の適切な対応など昭成会田崎病院（以下、当院）における医療安全体制を確立し、適切かつ安全で質の高い医療サービスの提供を図ることを目的とする。

Ⅰ－３　具体的な推進方策

１）医療安全管理体制の構築

医療事故防止ならびに事故発生時の緊急対応について、院内全体が有機的に機能するシステムとして整え、一元的で効率的な医療安全管理体制を構築する。

２）ヒヤリハット・インシデント・アクシデント等の報告制度の確立

医療安全意識の醸成と具体的な予防・再発防止策に資するため、ヒヤリハット、医療事故（インシデント・アクシデント）の情報収集・分析・評価・対策立案を的確に行う体制を構築する。

３）職員に対する安全教育・研修の実施

当院における医療安全に関する基本的な考え方や個別事案に対する予防・再発防止策の周知徹底のため、職員全員を対象にした教育・研修を計画的に実施する。

４）事故発生時の対応方法の確立

事故発生時には患者の安全確保を最優先すると共に、事故の再発防止策を早期に検討し職員に周知徹底する。

令和 6 年 10 月 23 日　一部改訂